

16 議案第20号関係

おいらせ町菜飯地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表
(抜粋)

改 正 案			現 行		
別表（第3条、第6条関係）			別表（第3条、第6条関係）		
区域の 名称	区分の 名称	建築してはならない建築物	区域の 名称	区分の 名称	建築してはならない建築物
菜飯地 区計画	A地区	(1) 工場又はそれに附属する建築物以外の用途に供するもの	菜飯地 区計画	A地区	(1) 工場又はそれに附属する建築物以外の用途に供するもの
区域	B地区	(1) <u>法別表第2（り）</u> 項に定める建築物 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの	区域	B地区	(1) <u>建築基準法別表第2（ち）</u> 項に定める建築物 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの
	C地区	(1) <u>法別表第2（り）</u> 項に定める建築物 (2) 住宅 (3) 工場 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの		C地区	(1) <u>建築基準法別表第2（ち）</u> 項に定める建築物 (2) 住宅 (3) 工場 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの